

## 諏訪市高齢者等補聴器購入助成事業について

加齢による耳の聞こえづらさが原因で、周りの人との会話や日常生活に悩みを感じる高齢者等が補聴器を購入する費用を助成します。

補聴器で聞こえづらさを解消し、周りとのコミュニケーションが取りやすくなり、社会参加を促し、健やかで、いきいきとした生活を送れることを目的としています。

### ○対象者

次の①～⑤の全てに該当する人

- ① 諏訪市内に住所がある 60 歳以上の人
- ② 聴覚に係る身体障害者手帳を持っていない人
- ③ 両耳の聴力レベルが 40 デシベル以上であり、補聴器の装用が必要であると耳鼻咽喉科医師により診断された人
- ④ 対象者を含む世帯員全員の市民税所得割額が3万円以下であること。
- ⑤ 対象者を含む世帯員全員が市民税、固定資産税及び軽自動車税を滞納していないこと。

### ○助成額

補聴器の購入費用の 3 分の 1(世帯員全員が市町村民税非課税の場合は 2 分の 1)以内の額で、3万円が上限となります。

※1,000 円未満の端数は切り捨てとなります。

### ○申請から助成までの流れ

＝申請方法＝

次の書類を市役所へ提出してください。

- ①申請書(様式第1号)
- ②耳鼻咽喉科医師作成の意見書(様式第2号)
- ③意見書に基づく補聴器について販売事業者が作成した見積書

申請後

＝請求方法＝

市から助成事業交付決定(却下)通知書と補聴器購入助成事業請求書が届いたら補聴器を購入し、次の書類を市役所へ提出してください。

- ①補聴器購入助成事業請求書(様式第5号)
- ②購入した補聴器の領収書のコピー

指定口座に助成金が振り込まれます。

### ※利用についての注意

- ・補聴器の購入は、必ず市の通知書等が届いた後に行ってください。  
(事前に購入場合は助成の対象外となります。)
- ・助成金の請求書は、補聴器を購入した年度末までに提出してください。
- ・助成金の交付決定を受けた翌日から 5 年が経過している場合は再度申請することができません。

お問合せ先:諏訪市役所 生活相談課 高齢者福祉係

電話 :0266-52-4141(内線 297・296) FAX:0266-53-6073